

(届出概要説明資料)

審議案件に関する概要

令和 4 年 7 月 1 2 日第 2 部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項 (変更)
届 出 日	令和 3 年 1 1 月 3 0 日
担当部署	北海道渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課

1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
DCM 株式会社 代表取締役 石黒 靖規	東京都品川区南大井 6 丁目 22 番 7 号
東日本バス株式会社 代表取締役 森崎 幹子	北海道函館市石川町 226 番地の 6

2. 届出事項

(1)店舗名及び所在地		DCM ホーマック石川店・マックスバリュ石川店 函館市石川町 225 番 5 ほか
(2)小売業者名、代表者名及び住所		DCM株式会社 代表取締役 石黒 靖規 東京都品川区南大井 6 丁目 22 番 7 号 ほか
(3)変更日		令和 4 年 8 月 1 日
(4)変更する理由		駐車場内に専門店棟を新增設するため
(5)施設の配置	駐車場の収容台数	(変更前) 1,2 1 7 台 (変更後) 9 1 6 台
	駐輪場の収容台数	(変更前) 6 7 台 (変更後) 8 0 台
	荷さばき施設面積	(変更前) 5 6 8 m ² (変更後) 4 1 2 m ²
	廃棄物保管施設容量	(変更前) 1 8 3 m ³ (変更後) 1 2 0 m ³
	施設の位置	(変更前) 届出書添付図-3(1)配置図変更前のとおり (変更後) 届出書添付図-3(2)配置図変更後のとおり

(6)施 設 の 運営方法	開店時間	(変更前) 開店時間 午前 7 時 0 0 分 (変更後) 開店時間 午前 6 時 3 0 分
	駐車場の利用時間帯	(変更前) 午前 6 時 3 0 分～午後 1 1 時 3 0 分 (変更後) 午前 6 時 0 0 分～午後 1 1 時 3 0 分
	駐車場の出入口数	(変更前) 出入口 2 箇所、入口 2 箇所、出口 1 箇所 (変更後) 出入口 1 箇所、入口 2 箇所、出口 2 箇所

3. 審査事項

(1)駐車場整備等への配慮	指針必要駐車台数の整備		指針に基づく 必要駐車台数1,110台＞変更後の収容台数916台			
	従業員駐車場等の整備		7 5 台			
	駐輪場（自動二輪車を含む）の整備		(変更前) 6 7 台（自転車 6 7 台、自動二輪 0 台） (変更後) 8 0 台（自転車 8 0 台、自動二輪 0 台）			
	来客車両等の入出庫方法		平面自走式（一部屋上自走式）、ゲート等なし			
	搬入車両等の誘導		変更なし			
	歩行者の安全対策		・ 店舗社員や取引先業者及び搬出入業者とともに、店舗周辺や駐車場内における走行に際しては低速度走行や歩行者及び来客に対する安全確認の徹底に取り組む。			
	交通整理員の配置		・ 繁忙期には状況に合わせて交通整理員を駐車場出入口周辺に配置し、交通安全および違法駐車防止を図るほか、適切な駐車場誘導を行う。			
(2)騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベルの予測結果		予測地点	環境基準値	予測結果	評価
			1	60dB	51dB	◎
			2	60dB	51dB	◎
			3	55dB	42dB	◎
			4	55dB	48dB	◎
	夜間の等価騒音レベルの予測結果		予測地点	環境基準値	予測結果	評価
			1	50dB	25dB	◎
			2	50dB	28dB	◎
			3	45dB	29dB	◎
			4	45dB	26dB	◎
	騒音問題の一般的対策			店舗社員や取引先に対して自動車の低速度走行などの環境への配慮の指導を行う。		

(2)関係行政機関との協議状況

公安委員会	北海道警察函館方面 函館中央警察署交通第一課	令和3年11月4日 計画概要を説明。特段の意見なし。
	北海道警察函館方面本部交通課	令和3年11月25日 ・協議内容として、「駐車場中央部を南北に貫く主要道路は広くて来客自動車速度も速い。新たに専門店が出来ると駐車場内の歩行も増えると予想されるので、新専門店付近の主要車路部分に横断歩道を設けるのが望ましい」とのことであった。 ・対応方針として、新専門店棟近傍の主要車路部分2箇所に横断歩道を整備する。
地元市町村		
	函館市経済部商業振興課	令和3年11月4日 計画概要を説明。「関係各課に説明するように」とのことで、関係各課に説明する。
	函館市市民部くらし安心課	令和3年11月4日 計画概要を説明。特段の意見なし。
	函館市市民部交通安全課	令和3年11月4日 計画概要を説明。特段の意見なし。
	函館市教育委員会学校教育部保健給食課	令和3年11月4日 ・「計画地は桔梗小学校及び桔梗中学校の校区内であり計画概要や行程などを両校に説明するように」とのことで、両校に以下のとおり説明する。
	函館市立桔梗中学校	令和3年11月11日 ・「実際に工事着工する時には改めて教えてほしい。また工事車両の出入口は学生の通行安全に配慮してほしい」とのことであった。 ・対応方針としては、着工時に改めて建設会社より挨拶・説明する。工事車両出入口は交通整理員を配置して通行の安全を図る。
	函館市桔梗小学校	令和3年11月11日 ・計画概要を説明。特段の意見なし。 ・着工時に改めて建設会社より挨拶・説明する。工事車両出入口は交通整理員を配置して通行の安全を図る。
	函館市都市建設部都市計画課	令和3年11月11日 計画概要を説明。特段の意見なし。
	函館市環境部環境対策課	令和3年11月11日 計画概要を説明。特段の意見なし。

	函館市環境部環境推進課	令和3年11月11日 ・「おうちスタイル棟、アウトドアレジャー棟、ホダカ棟の廃棄物棟保管施設の容量は指針に対する余裕がないので、繁忙時などはホームック棟の施設を利用するなどして廃棄物等が散逸しないよう留意するように」とのことであった。 ・対応方針としては、万一格棟の廃棄物等保管施設が不足する際には増設などの対応を図る。
	道路管理者	
	函館市土木部道路管理課	令和3年11月4日 道路構造変更等に係わる工事は発生しない旨を説明する。特に指摘事項はなし。

4. 市町村、住民等の意見

(1)市町村の意見	令和4年1月28日 意見なし
(2)住民等の意見	北海道告示 令和3年12月13日～令和4年4月13日 意見なし

5. 道（渡島総合振興局連絡調整会議）の意見

【環境生活課意見】

北海道地球温暖化防止対策条例に基づき、一定規模（自動車の駐車のために供する面積が500㎡）以上の設置管理者は、駐車場利用者に対し、アイドリング・ストップの実施を周知する必要があります。

（その他、商工労働観光課、農務課、建設指導課は意見なし）

(DCM ホーマック石川店・マックスバリュ石川店)

(答 申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理 由)

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺の地域における生活環境の保持の観点から審議を行った。

届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第4条の指針に述べられている配慮事項のうち、届出書等に記載された計画においては、対象としたすべての項目で、大規模小売店舗立地法第4条の指針に沿った配慮がなされており、この届出書等に記載された計画の実施が、地域の周辺環境の保持に支障はないものと認められる。

函館市からは、指針で示された事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が述べられず、また、住民等からの意見も提出されていない。

これらを踏まえ、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。